

各保育・教育施設
設置者・施設長・園長 様

横浜市こども青少年局保育・教育支援課
人材育成・向上支援担当課長

季節性インフルエンザに係る意見書の取り扱いについて（通知）

日頃より、本市、保育・教育行政にご理解・御協力頂き、誠にありがとうございます。

この度、厚生労働省から「今冬における新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対策として、インフルエンザに罹患した子どもが登園を再開する際に、**医師が記入する意見書を保護者から保育所等に提出することは不要**」であると示されました（別添 Q&A の Q19 参照）。

各施設においては、上記内容をご理解いただき、**「保育所等における感染症ガイドライン」で示す登園のめやす【発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日（乳幼児）経過していること】を確認し、対応**くださいますようお願いいたします。なお、基本的な季節性インフルエンザについての考え方に変更はありません。

また、園児がインフルエンザに罹患した際に、保護者の皆様が登園のめやすを正確に把握できるように、別添の保護者向けお知らせを作成しましたので、適宜ご活用いただき、周知をお願いいたします。

1 添付書類

- (1) 【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保険所からの証明書等の取得に対する配慮について（令和 4 年 11 月 4 日）
- (2) 今冬のインフルエンザ総合対策の推進について（健感発 1014 第 1 号 令和 4 年 10 月 14 日）
- (3) 今冬のインフルエンザ総合対策について
- (4) R4 今冬のインフルエンザ Q&A
- (5) (参考) 保護者向けお知らせ

参考：保育所における感染症対策ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

<お願い>

同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が 10 人以上、又は全利用者の 2 割以上発生した場合（インフルエンザ、ノロウイルス等）、施設が所在する区のこども家庭支援課へ、速やかに FAX またはメールにてご報告くださるよう、引き続きお願いいたします。

<担当> 保育・教育支援課人材育成係
電話：671-2397
Email：kd-jinzai@city.yokohama.jp